

令和6年度埼玉県清掃行政研究協議会
調査研究事業に係るアンケート調査結果

令和7年(2025年)5月

A) 調査経緯

近年、コミュニティ意識の希薄化や担い手不足などが原因で自治会加入率の減少が全国的に問題となっている。廃棄物行政に関連して、自治会に加入していないことを理由に、ごみ集積所の利用を自治会が禁止するというトラブルが発生しており、埼玉県清掃行政研究協議会の会員間でごみ集積所の管理に関する考え方について情報を共有する。

B) 調査対象団体

埼玉県清掃行政研究協議会 埼玉県は除く84団体

C) 調査結果

(ア) 問1 貴団体における家庭系ごみの収集方法について(複数選択可)

※高齢者ごみ出し支援(ふれあい収集等)は除く。

番号	選択肢	件数
①	ステーション方式	61
②	戸別収集方式	7
③	その他	5
④	収集に関する業務はしていない	22

③その他:拠点回収 2件
自己搬入 1件
リクエスト収集 1件

(イ) 問2 貴団体はごみ集積所に関する業務をしているか。

番号	選択肢	件数
①	している	61
②	していない	23

以下、調査結果は(イ)において「①している」と回答した61団体を対象に集計

(ウ) 問4ごみ集積所の新設等について、申請者としてあてはまるもの(複数選択可)

番号	選択肢	件数
①	利用者	31
②	自治会長	41
③	その他	34
④	特に指定していない	11

③その他: 管理会社等	23件
不動産業者等	15件
廃棄物減量等推進員	5件など

(エ) 問5ごみ集積所新設の際、新設について自治会長などの地域の代表者へ通知等を必要としているか。

番号	選択肢	件数
①	している	29
②	していない	32

(オ) 問6(問5において、通知等を「①必要としている」と回答した29団体対象)

必要としている通知等の種類(通知、許可など)。

回答	件数	回答	件数
署名	6	承認	3
報告	5	承諾	2
同意	3	その他	7
確認	3		

(カ) 問 7 (問 5 において、通知等を「①必要としている」と回答した29団体対象)

必要としている通知等について、条例、マニュアル等の何に明記があるか。

回答	件数
明記なし	10
要綱	9
基準	4
条例・施行規則	2
要領	1
その他	3

(キ) 問 8 (問 6 において、地域の代表者の「許可が必要」と回答した団体対象)

どのような場合に許可が下りないか。また、許可が下りない場合の申請者への対応。

No	許可が下りない場合	申請者への対応
1	個別の事情による	許可が下りなくても申請書を受理し、収集する
2	自治会の判断による	自治会と相談するよう指導
3	近隣住民等から承諾が得られない場合など	地域の方と話し合う又は場所の変更をするよう案内
4	新設のごみ集積所の利用者数が少ない、既存のごみ集積所が近くにある場合など	自治会長や班長に確認してから集積所を利用するよう案内
5	自治会に加入していない場合	自治会と相談するよう案内

(ク) 問 9 ごみ集積所の管理者についてあてはまるもの(複数選択可)

番号	選択肢	件数
①	利用者	51
②	自治会	44
③	貴団体	2
④	その他	19

④その他: 管理会社等 17件
 不動産業者等 2件
 自治会 1件
 自治体(設置・修繕のみ) 1件
 衛生協力会 1件

(ケ) 問 10 問 9 でご回答いただいた管理者について、条例等の何に明記があるか

回答	件数
明記なし	34
要綱	13
基準	5
要領	3
条例	3
その他	3

(コ) 問 11 (問 9 において「①利用者」と回答した 51 団体対象)

利用者間で管理している ごみ集積所について、何らかの理由でそのごみ集積所が利用できない人から、貴団体へ相談が来た事例があるか。

番号	選択肢	件数
①	ある	40
②	ない	11

(サ) 問 12 (問 11 において「①ある」と回答した 29 団体対象)

貴団体に相談が来た場合の相談内容と貴団体の対応

相談内容

No	相談内容	件数
1	自治会未加入・脱退によりごみ集積所が利用できない	16
2	利用者からごみ集積所の利用を断られる	6
3	近隣トラブルによりごみ集積所が利用できない	3
4	その他	4

対応

No1 自治会未加入・脱退によりごみ集積所が利用できない

対応	件数
利用者間で話し合うよう案内	15
他の近隣のごみ集積所が使えないか相談してもらう	14
新規のごみ集積所の設置を案内	12
自治会(自治会長含む)と話し合うよう案内	5
処理施設への直接搬入を案内	2
一般廃棄物収集運搬許可業者を案内	1
その他	1

No2 利用者からごみ集積所の利用を断られる

対応	件数
利用者間で話し合うよう案内	2
他の近隣のごみ集積所が使えないか相談してもらう	3
新規のごみ集積所の設置を案内	4
自治会(自治会長含む)と話し合うよう案内	1
一般廃棄物収集運搬許可業者を案内	1

No3 近隣トラブルによりごみ集積所が利用できない

対応	件数
利用者間で話し合うよう案内	1
新規のごみ集積所の設置を案内	1
一般廃棄物収集運搬許可業者を案内	1

(シ) 問13(問9において「②自治会」と回答した44団体対象)

自治会が管理しているごみ集積所について、自治会に加入していないことを理由に、自治会非加入者がそのごみ集積所を利用できず、貴団体に相談等が来る事例があるか。

番号	選択肢	件数
①	ある	39
②	ない	5

(ス) 問 14(問 13 において「①ある」と回答した39団体対象)

相談が来た場合の貴団体の対応についてあてはまるもの。(複数選択可)

No	対応	件数
1	自治会非加入者用のごみ集積所の新規設置又は既設を案内	16
2	他の利用できそうなごみ集積所を案内	11
3	許可業者等への収集を依頼するよう案内(有料)	16
4	処理施設への直接搬入を案内	24
5	自治会非加入者は戸別収集	0
6	その他	21
7	対応していない	1

No6 その他詳細(複数記載あり)

No	対応	件数
1	再度自治会(自治会長)と相談してもらう	13
2	自治会非加入でも使用料の支払いや、当番を担うことでごみ集積所を利用できないか相談してもらう	3
3	その他	4

(セ) 問 15(問 13 において「②ない」と回答した5団体対象)

自治会非加入者が自治会が管理しているごみ集積所を利用できるための自治会のルールなど、貴団体が認識しているもの。

No	対応	件数
1	利用者で清掃を行っている、使用料や修繕費用を集めている	1
2	基本的に自治会非加入者という概念がなく、住民は行政区(自治会)に必ず属している	1
3	管理は行政区側で行うことになっているため、ルールについてもステーションごとに異なる。	1

(ソ) 問 16 ごみ集積所の修繕などの費用は誰が負担しているか。(複数選択可)

番号	選択肢	件数
①	利用者	48
②	自治会	39
③	貴団体	16
④	その他	16

④その他:管理会社等	14件
不動産業者等	2件
自治会	1件
自治体(補助金を交付)	1件
衛生協力会	1件

(タ) 問 17 ごみ収集においてカゴを使用しているか。

番号	選択肢	件数
①	はい	29
②	いいえ	32

(チ) 問 18 ごみ集積所のカゴ出しは誰が行っているか。(複数選択可)

番号	選択肢	件数
①	利用者	19
②	自治会	7
③	貴団体	5
④	その他	10

④その他:委託業者	6件
管理会社等	2件
自治会	1件
常時出されている	1件

(ツ) 問 19 ごみ集積所によるトラブル(カゴによる事故等)が発生した場合の賠償責任は誰になるか。(複数選択可)

番号	選択肢	件数
①	利用者	26
②	自治会	13
③	貴団体	13
④	その他	19

④その他:状況次第	9件
管理会社等	7件
委託業者	2件
衛生協力会	1件